

議 第 2 8 号

職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

本市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 2 1 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和 2 9 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 1 項第 4 号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 2 0 項中「引き続き日本電信電話株式会社」の次に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 5 9 年法律第 8 5 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 3 0 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2

0 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（以下「退職手当支給条例」という。）第10条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する職業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和29年3月31日条例第7号）

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～19 (略)</p> <p>20 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社^{（略）}の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合は同日に旧電信電話公社の職員として在職し</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～19 (略)</p> <p>20 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社^{（略）}の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合は同日に旧電信電話公社の職員として在職し</p>

改正後

ていた者が、引き続き日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等）に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続き在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

21～29 (略)

(失業者の退職手当に関する暫定措置)

30 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」

31～34 (略)

改正前

ていた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続き在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

21～29 (略)

(失業者の退職手当に関する暫定措置)

30 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」

31～34 (略)